

食肉事業者のみなさまへ

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）**令和6年度下期
促進費の交付申請書の提出について**

4月1日（火）より下期促進費（令和6年10月1日から令和7年3月31日までの実施分）の交付申請の受付を開始いたします。上期分を含め、6年度分の申請は今回限りの受付となります。期日までに申請できるように十分な準備をお願いします。

◎ 受付期間 4月1日（火）～4月10日（木）

◎ 申請書提出先

- I 牛せき柱適正管理促進費 …………… 交付事務委託団体へ（22～23 ページ参照）
- II 畜産残さ有効利用促進費（豚分別促進費）24 ページ…（一社）日本畜産副産物協会へ
- III 畜産残さ有効利用促進費（牛専門促進費）36 ページ…交付事務委託団体へ

I 牛せき柱適正管理促進費 牛枝肉1頭当たり150円

牛せき柱適正管理促進費（以下、「適正管理促進費」といいます。）は、令和5年度までに実施した研修内容を実践し、牛せき柱の適正管理をするとともに、責任者による日々のチェックを実施することで、牛せき柱の適正管理に万全を期すための促進費です。

下期（第2回）は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに適正に処分された牛せき柱に対して促進費が交付されます。

■ 交付申請できる食肉事業者

適正管理促進費の交付対象となる食肉事業者（以下、「適正管理促進費対象者」といいます。）は、

- ① 化製業者等との間において、牛せき柱分別契約を締結した上で、
- ② 牛せき柱を適正管理（除去、保管、処理（収集、運搬及び処分をいう）。以下同じ。）し、
- ③ 令和5年度に実施した牛せき柱適正管理等推進事業の適正管理促進費対象者で、
- ④ 牛せき柱の適正管理の確認や作業者に対する指導・監督等をする責任者（以下、「確認責任者」といいます。）を配置し、その適正管理状況を記録している者です。

なお、③で令和5年度適正管理促進費対象者でなかった申請者は、令和6年12月末日まで（上期分の申請者は9月末日まで）に、一般社団法人日本畜産副産物協会（以下「副産物協会」といいます。）が定めた研修要領^{*1)}に従って、研修を実施していなければなりません。

■ 交付申請書の提出について

下期（令和6年10月1日から令和7年3月31日までの分）の申請を行う適正管理促進費対象者は、以下により交付申請書を作成し、4月1日（火）から4月10日（木）までの期間に、事業場の所在する都道府県の交付事務委託団体（22、23 ページ参照）へ提出します。

■ 交付申請書の様式について

交付申請書は41 ページ「畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）牛せき柱適正管理促進費交付申請書^{*2)}」をご利用ください。

■ 交付申請書の記入方法 (5、6 ページ記入例参照)

1 牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）

牛せき柱分別契約書に記載された年月日を記入します。複数の契約書がある場合には最初に締結した契約書の日付とします。履行日の記載がない場合は締結日を記入してください。

2 令和5年度適正管理促進費対象者かどうか

「対象者」、または「対象者でない」のどちらかに○印を付けてください。

3 分割票の枚数

枝肉確認票を分割票数に換算した数で、牛せき柱管理ファイルの「分割票の枚数」の合計（枚）を記入します。

4 牛せき柱適正管理促進費の額

3の「分割票の枚数」の合計枚数に25円を乗じて得られた値を記入します。

5 牛せき柱の重量

牛せき柱管理ファイルの「牛せき柱の重量」合計と分割票1枚当たりの牛せき柱の平均重量を記入します。1枚当たりの重量が2.0kg以下（小数点第2位以下切り捨て）であった場合は、別に理由書（様式自由）を添付してください。

6 振込先金融機関名等

適正管理促進費交付に当たって振込先の申請者金融機関名等を正確に記入します。金融機関名、支店名、口座名義にはフリガナを付けてください。

■ 交付申請書に添付する書類

(1) 牛せき柱分別契約書（写）

複数の契約書がある場合には最初に締結した契約書の写しを添付します。(7～10 ページ例参照)

※ 牛せき柱分別契約書とは、実施要領第3の4の(1)のアの(ア)に基き、牛せき柱の受渡しについて記載されたものですので、牛せき柱分別を謳っていない産業廃棄物処理委託契約書、牛豚畜産残さ分別計量の契約書は該当しません。

※ ただし、牛せき柱を、牛せき柱分別契約書を締結した化製業者等とは別の処理業者に排出している場合には、マニフェストの処分業者との整合性が明確になるよう「当該契約書」と「牛せき柱分別契約書」の両方を提出してください。

(2) 牛せき柱管理ファイル

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで、「牛せき柱を処分した日」*³⁾ごとに整理記入された牛せき柱管理ファイルを添付します。(11 ページ例参照)

(3) 牛せき柱適正管理チェックリスト

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの期間に、確認責任者が適正管理状況をチェックした申請対象期間の牛せき柱適正管理チェックリスト（正本）を添付します。(12 ページ例参照)。チェックリストの項目1～3は牛せき柱の除去、項目4～6は牛せき柱の出荷、項目7～8は記帳管理に関連する確認事項です。

(4) 行動規範等

適正管理促進費対象者が所属する団体の行動規範を遵守することを誓約した文書を含みます。

平成18年度～令和5年度事業で提出し、申請時までに変更がなければ、それを利用することができます。上期に提出した場合、下期の提出は不要です。(14、15 ページ例参照)

なお、申請者が令和5年度に適正管理促進費の交付対象者でなかった場合、行動規範等は適正管理研修の実施以前に作成します。

(5) 枝肉確認票、分割票整理台帳

枝肉確認票(16 ページ例参照)は「発行者記入欄」と「買受人記入欄」*⁴⁾が記入されていることを確認し、「食肉事業者記入欄」の内容は(2)の牛せき柱管理ファイルと照合し、整合性を取って記入していることを確認します。

分割票整理台帳（17 ページ例参照）はバラの分割票を「牛せき柱を処分した日」ごとに整理し、貼付します。分割票整理台帳の「食肉事業者記入欄」も牛せき柱管理ファイルと照合し、整合性を取って記入していることを確認します。

分割票（控）は切り離し、適正管理促進費の交付を受けるまで申請者が保管します。

（6）牛せき柱を適正処理したことを証する書類

牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する次の ① または ② を添付します。

4 ページの「牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面」を参照してください。

① 牛せき柱を産業廃棄物として処理した場合、次の (ア) または (イ) を添付。

(ア) 紙マニフェスト等で処理を管理している場合、次のどちらかを添付。

(i) マニフェスト（D票）の写し（18 ページ例参照）

(ii) 自己焼却する場合は、牛せき柱焼却報告書正本（要領別添4）および焼却設備設置状況報告書正本（要領別添4の別紙）。

(イ) 電子マニフェストシステム^{*5}で処理を管理している場合、次のいずれか1つを添付。

(i) 電子マニフェストシステムから印刷した受渡確認票（19 ページ例参照）

(ii) 電子マニフェストシステムから印刷した照会結果一覧表（20 ページ例参照）

(iii) （公財）日本産業廃棄物処理振興センター作成のマニフェスト情報収録の磁気媒体^{*6}。

② 牛せき柱を一般廃棄物として処分した場合、次の (ア) または (イ) を添付。

(ア) 市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処理の許可業者が発行した領収書（写）。ただし、牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載または添付されていること。

(イ) 領収書が発行されない場合は、市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処理の許可業者が発行した焼却証明書（正本）。ただし、牛せき柱を処分した日ごとの牛せき柱の重量が記載、または添付されていること。

（7）適正管理研修実施報告書

令和5年度適正管理促進費対象者でない申請者は、令和6年12月末日まで（上期分の申請者は9月末日まで）に実施した適正管理研修の報告書を添付します。

なお、令和5年度適正管理促進費対象者は不要です。

New!

（8）環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

上期申請時に既に提出済の事業者は不要ですが、今回通期分を申請者とする事業者は、「申請時（します）」の欄にチェックし提出してください（21 ページ例参照）。

記入については下記の解説書をご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/kurokon-28.pdf>

■ 適正管理促進費の交付について

適正管理促進費申請書は提出先の交付事務委託団体で検証・確認し、副産物協会へ報告されます。協会はその報告に基づき、適正を確認したうえで申請者に適正管理促進費を交付いたします。

適正管理促進費は牛専門促進費、もしくは豚分別促進費が申請されていれば合算して振込みますので、内訳は申請者がそれぞれ申請書のコピーを取り、保管のうえ交付日に確認してください。

< 注 意 >

*1) 研修要領については副産物協会ホームページに記載しています。

*2) 交付申請に必要な各種様式（用紙）は副産物協会のホームページからもご利用いただけます。また、本事業および上期申請についても説明していますのでご覧ください。

→ <https://www.jlba.or.jp/sekichu/>

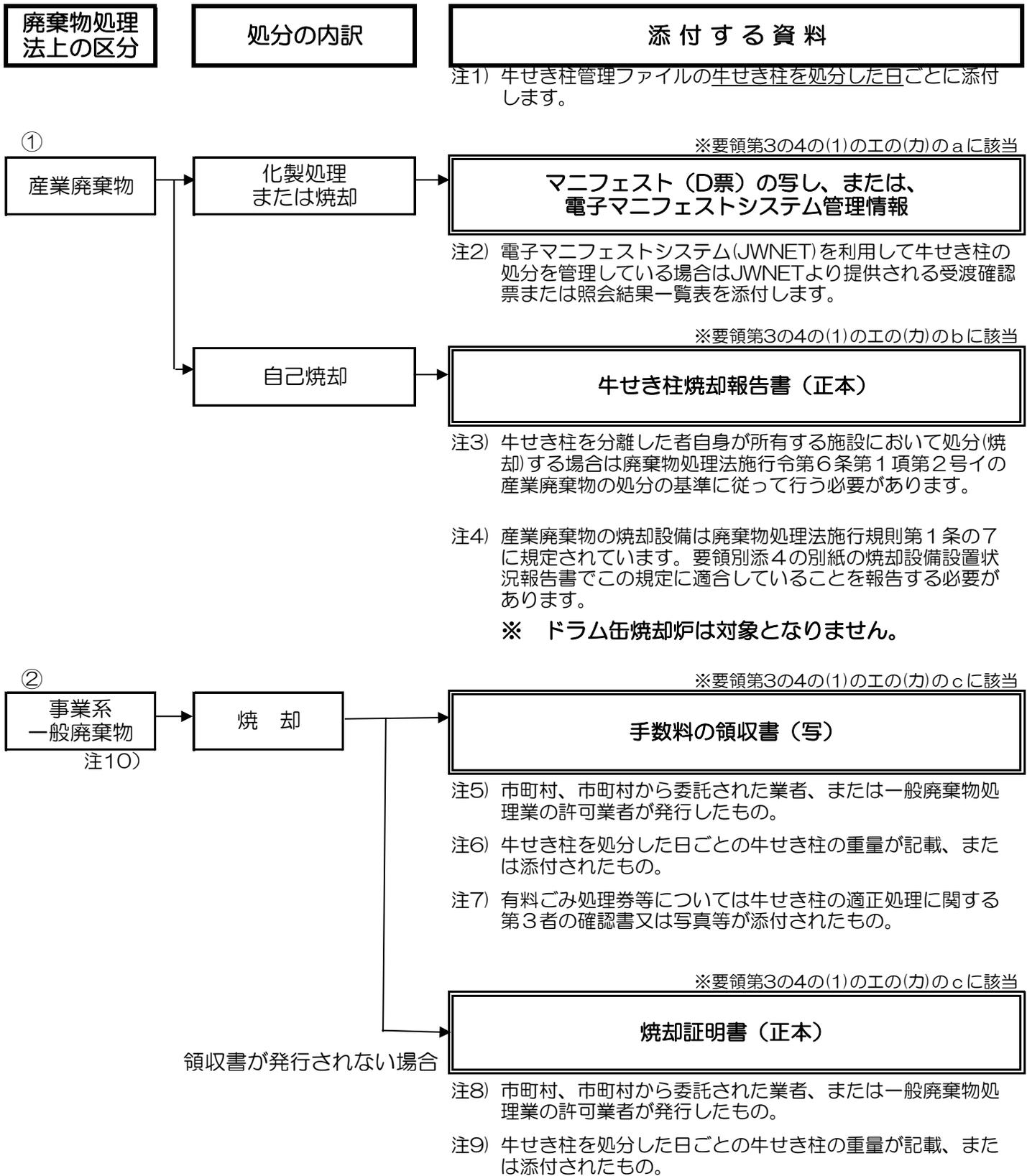
*3) 「牛せき柱を処分した日」とは、紙マニフェストでは「交付年月日」、電子マニフェストシステムでは「引渡し日」に相当します。

*4) 枝肉確認票の「買受人欄」は牛枝肉が卸売市場をとってセリにより落札した場合に買受人が記入します。セリ以外の取引では空欄となっています。

*5) 電子マニフェストシステムは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターJWNET が管理しています。操作、印刷等に関しては、JWNET（電話0800-800-9023(7/11~17時)、03-5275-7023）にお問合せください。

*6) 磁気媒体は事前に交付事務委託団体と相談の上で添付してください。

牛せき柱を分離し適正に処理していることを証する書面



注10) 平成16年7月28日の環境省令により、一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物となった牛せき柱のみの収集または運搬を業として行う場合に限り、一般廃棄物収集運搬業の許可が不要になりました。

なお、この場合にあっても、一般廃棄物となった牛せき柱の処分(焼却)については、市町村、市町村から委託された業者、または一般廃棄物処分業の許可業者において行う必要があります。

※ 要領とは「畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)実施要領」を指します。副産物協会ホームページ (<https://www.jlba.or.jp/sekichu/>) で確認してください。

■適正管理促進費交付申請書の記入例

令和7年4月1日

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）
牛せき柱適正管理促進費交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
会 長 徳 田 昌 彦 殿

事業所の所在地
事業所名
代表者名 を記載

住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
氏 名 農 林 太 郎

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下記のとおり実施したので、牛せき柱適正管理促進費 96,550 円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の4の（1）のエの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

変更になっています。

記

申請金額を記入します。

- 牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）
平成17年3月20日（平成17年4月1日）
- 令和5年度牛せき柱適正管理促進費交付対象者かどうか
対象者 対象者でない
- 分割票の枚数
3,862 枚
- 牛せき柱適正管理促進費の額
分割票 3,862 枚×25円/枚 96,550 円
- 牛せき柱の重量
(分割票1枚当たりの牛せき柱の重量 2.8 kg) 11,084 kg
- 振込先 フリガナ： ニクマル フリガナ： カスミガセキ
金融機関名： 肉丸銀行 支店名： 霞ヶ関支店
口座種類： 普通・当座・() 口座番号： 0142929
フリガナ： ノウリンシヨクニクセンター(カ)
口座名義： 農林食肉センター株式会社

牛せき柱管理ファイルの「分割票の枚数の計」を記入します。

口座名義人名は正しく記入

2ページ目

7 添付書類

- | | | | |
|---|---------------------------------------|------|-----|
| (1) 牛せき柱分別契約書の写し | | 1 | 部 |
| (2) 牛せき柱管理ファイル（9月29日～3月29日分） | | 5 | 枚 |
| (3) 牛せき柱適正管理チェックリスト（正本） | | 5 | 枚 |
| (4) 行動規範等 | | 提出済み | 0 部 |
| (5) 枝肉確認票 | バラの分割票を合計した数 | 617 | 枚 |
| 分割票整理台帳（分割票 160枚分） | 分割票整理台帳のページ枚数 | 65 | 枚 |
| (6) 牛せき柱を適正処理したことを証する書類 | | | |
| <u>電子マニフェスト受渡確認票</u>
（適正処理を証する書面） | マニフェストD票、電子マニフェスト受渡確認票、または照会結果一覧表等を明記 | 72 | 枚 |
| (7) 適正管理研修実施報告書 | | 0 | 部 |
| （5年度牛せき柱適正管理促進費交付対象者を除く） | | | |
| New! (8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート | | 0 | 部 |

提出済み

- 上期に既に提出済みの場合は不要。
- 下期に通期申請する場合は「申請時（します）」欄にチェックし提出する。

■添付書類（１） 牛せき柱分別契約書の写し

1. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が全ての牛せき柱を廃棄する場合の契約例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書



農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛のせき柱を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料又は肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。
 - (1) 事業所における食肉処理に関する事項
 - ①食肉の処理を行うに当たって、牛のせき柱と原料用残さを分別すること。
 - ②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱が混入しないよう保管すること。
 - ③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。
 - ④事業所ごとに原料用残さに牛のせき柱が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。
 - (2) 原料用残さの出荷に関する事項
 - ①原料用残さを出荷するごとに牛のせき柱が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱を入れる容器と共用しないこと。
 - ②牛のせき柱が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む）には、牛のせき柱を、専用の気密容器を用い、当該容器に牛のせき柱が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。
 - (3) 確認責任者の設置
 - (1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。
- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成17年4月1日より平成18年3月31日までとする。ただし、本契約満了の3カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

平成17年3月20日

(甲) 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
業者名 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
氏 名 農林 太郎 

(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1
業者名 農水化製株式会社
氏 名 油脂 利活 

2. 牛せき柱を取り扱っている食肉事業者等が牛せき柱を飼料用油脂原料又は肥料用肉骨粉等原料に供給する場合の契約例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書



農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛（月齢が30月以下の牛を除く。）のせき柱及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛（以下「せき柱等」という。）を除く畜産残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料用油脂の原料として引き受けること。

2 甲は原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所における食肉処理に関する事項

①食肉の処理を行うに当たって、せき柱等と原料用残さを分別すること。

④の月齢の分別管理を行わない30月齢以下の牛に由来するせき柱は、原料用残さとししないこと。

②原料用残さは、専用の容器に入れ、牛のせき柱等が混入しないよう保管すること。

③牛のせき柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛のせき柱を投入できる位置に、牛のせき柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設すること。

④30月齢以下の牛に由来するせき柱を原料用残さとして取り扱う場合は、以下のアからエまでの手順により、それ以外のせき柱との分別管理を行うこと。

ア 30月齢以下の牛に由来するせき柱は専用の場所で脱骨し、それ以外のせき柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来するせき柱とそれ以外のせき柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下のせき柱の脱骨作業は、それ以外のせき柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、

(ア)牛のせき柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

(イ)脱骨業者が脱骨時に30月齢以下の牛に由来する牛肉であることが確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

(ウ)脱骨した30月齢以下の牛に由来するせき柱は、せき柱等との識別のため見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に収納すること。

(エ)30月齢を超える牛に由来するせき柱は、30月齢以下の牛に由来するせき柱その他の油脂原料に混入しないように廃棄用の専用容器に収納すること。

(オ)(ウ)と(エ)の容器は異なる色とするか、容器の外側の見やすい位置に異なる色で、「30以下」又は「30超」であることを明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により30月齢以下の牛に由来するせき柱であることが確認できるもの（油脂原料せき柱）以外は、せき柱等として取り扱い、飼料の原料とはしないこと。

（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、④は不要。）

⑤ 油脂原料せき柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。油脂原料せき柱を他の副産物原料と合わせる場合は、油脂原料せき柱の重量測定後にすること。

（※食肉事業者等が30月齢以下の牛のみ取り扱っている場合は、マーキングの確認は不要。）

- ⑥せき柱の分別管理や背根神経節の分離の防止のため、油脂原料せき柱及びせき柱等は破砕しないこと。
- ⑦出荷する油脂原料せき柱は、以下を記録し、2年間（乙が肉骨粉適正処分対策事業対象者である場合は5年間）保存すること。
- ア 出荷する油脂原料せき柱の出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛である旨
- イ 時間で月齢を区分する場合、作業開始時刻及び終了時刻並びに作業内容
- ⑧事業所ごとに原料用残さにせき柱等が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(2) 原料用残さの出荷に関する事項

- ①原料用残さを出荷するごとにせき柱等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、せき柱等を入れる容器と共用しないこと。

特に油脂原料せき柱を含む原料用残さの出荷に当たっては、出荷する油脂原料せき柱について、出荷ロット毎に、その重量、脱骨前の牛肉の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることを確認した上で、原料用残さに油脂原料せき柱が入っている旨、並びに当該油脂原料せき柱の重量及び個体識別番号又は輸入牛であることが記載された「原料供給管理票」を、原料用残さを運搬する者に持たせること。発行した原料供給管理票の写しは、2年間（乙が肉骨粉適正処分対策事業対象者である場合は5年間）保存すること。

- ②せき柱等が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬するときを含む。）には、せき柱等を、専用の気密容器を用い、当該容器にせき柱等が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成25年4月1日より平成26年3月31日までとする。ただし、本契約満了の3カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

平成25年3月25日

(甲) 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
業者名 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
氏 名 農林 太郎 

(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1
業者名 農水化製株式会社 
氏 名 油脂 利活

3. 原料用残さの引渡し・引受けに関する契約を既に締結しているが、契約書に自動更新条項の記載がない場合の追加条項例

原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書にかかる確認書



農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、平成17年3月20日に締結した契約（以下「本契約」という。）について、契約期間は以下の通りとする。

- 1 本契約の期間は、平成17年4月1日から1年間とする。
- 2 ただし、本契約満了の3カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 3 なお、契約内容は、平成17年3月20日付けの原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書によること。

平成30年4月1日

(甲) 住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1
業者名 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
氏 名 農林 太郎



(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1
業者名 農水化製株式会社
氏 名 油脂 利活



■添付書類(3) 牛せき柱適正管理チェックリスト(正本)

牛せき柱適正管理チェックリスト

令和 6 年 10 月

区分	項目	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
牛せき柱を除去した日	作業マニュアルに基づき特定の区分された場所で脱骨	✓	✓	✓	✓	✓	✓	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	畜産残さは専用の保管容器で保存し、牛せき柱が混入しないよう保管	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	牛せき柱は牛せき柱が入っている旨明示された専用容器で保管	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
牛せき柱を処分した日(出荷日)	確認責任者は牛せき柱が混入していないことを確認し原料供給管理票を発行し添付	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	畜産残さの容器と、牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
記録整理	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	枝肉確認票(分割票整理台帳を含む)の記載、整理の確認	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
食肉事業者自ら輸送を行う場合	牛せき柱管理ファイルの記載	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	輸送時に畜産残さの容器と牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
※確認責任者不在の際は代理人	輸送車は原料供給管理票を携行	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	確認責任者チェック	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓

項目1～3は牛せき柱管理ファイルの牛せき柱を除去した日にチェックがあることを確認します。

項目4～6は牛せき柱管理ファイルの牛せき柱を処分した日にチェックがあることを確認します。

注:このチェックリストは、ボールペン等消せない筆記用具を用いて手書きで記載。確認責任者は1から8(自ら輸送を行う場合)には9から10までを含む)の項目について毎日確認すること。営業日に 作業がない場合は「-」を記載し、休業日は「/」(斜線)を記載すること。

確認責任者氏名: 農林五郎 山田太郎 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
 代理人氏名: 山田太郎 農林太郎 農林食肉センター株式会社霞ヶ関1丁目2番地1号
 印: 山田太郎 農林太郎

事業対象者: 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
 代表者氏名: 農林太郎
 所在地: 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番地1号
 (注:当該月に複数の確認責任者又は代理人がいる場合は全員の氏名を記載する。)

■牛せき柱管理ファイルと牛せき柱チェックリストの関連性

牛せき柱管理ファイル

	牛せき柱を除去した日	食肉(骨付)の重量(kg) ㉔	食肉(脱骨後)の重量(kg) ㉕	せき柱以外の残さの重量(kg) ㉖	牛せき柱を処分した日	マニフェスト 交付番号又は 整理番号	分割票の枚数			牛せき柱の重量(kg) ㉗
							①枝肉確認票(枚)	②分割票(枚)	計 ①×6+② (枚) ㉘	
1	9月29日	3,324	2,327	1,545	10月1日	12034567198	15	24	114	326
2	10月1日	2,913	2,039							
3	10月2日	2,592	1,814	657	10月2日	12034567289	6	2	38	121
4	10月3日	4,705	3,294	1,188	10月3日	12034567893	9	9	63	223
5	10月4日	5,140	3,598	1,280	10月4日	12034567984	12	3	75	262
6	10月5日	3,285	2,300	1,715	10月6日	12345678905	17	9	111	428
7	10月6日	3,859	2,701							

牛せき柱適正管理チェックリスト

令和 6 年 10 月

区分	項目	1日	2日	3日	4日	5日	6日
牛せき柱を除去した日	1 作業マニュアルに基づき特定の区分された場所で脱骨						
	2 畜産残さは専用の保管容器で保存し、牛せき柱が混入しないよう保管	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	3 牛せき柱は牛せき柱が入っている旨明示された専用容器で保管						
牛せき柱を処分した日(出荷日)	4 確認責任者は牛せき柱が混入していないことを確認し原料供給管理票を発行し添付						
	5 畜産残さの容器と、牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	✓	✓	✓	✓	—	✓
	6 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付						
記録整理	7 枝肉確認票(分割票整理台帳を含む)の記載、整理の確認	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	8 牛せき柱管理ファイルの記載						
食肉事業者自ら輸送を行う場合	9 輸送時に畜産残さの容器と牛せき柱と明示された牛せき柱の容器を区別	—	—	—	—	—	—
	10 輸送車は原料供給管理票を携行						

除去した日と処分した日
同日の場合、このように記入します。

除去した日と処分した日
異なる場合、このように記入します。

除去した日にチェック「✓」を記入します。

処分した日にチェック「✓」を記入します。

記録を整理した日にチェック「✓」を記入します。

■添付書類（４） 行動規範

※内容に変更がなければ、平成18年度～令和5年度までに作成したものを利用することができます。上期に提出済みの場合、下期は不要です。

農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場行動規範

農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場は、その行う業務全般を通じて、常に国民・消費者の信頼を得ることを旨として活動しなければならない。

また、組織の存続・発展のためには、法令を遵守することはもとより、役員及び職員の一人一人が高い倫理観を持って行動する必要がある。

このため、農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場は、その役職員が職務の遂行に当たって基本的使命や社会的責任を十分認識し、日常業務における行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るよう、以下の行動規範を定めるものとする。

（役職員の善管注意義務）

第1条 業務に関わる法令その他諸規定を遵守する。

- 2 就業規則を遵守し職務に専念するとともに、堅実な業務の執行に努める。
- 3 賄賂や不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する接待及び接待されることは行わない。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力や団体とは断固として絶縁する。

（役職員倫理）

第2条 社会倫理に即し、農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場の名誉や信用を損なわないよう行動する。

- 2 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場の運営等に関する事項について、職場外に情報を持ち出さない。
- 3 役職員としての立場と個人の立場を区別し、職場内に私的な問題や利害関係を持ち込まない。

（事業活動）

第3条 社会から疑惑や不信を招くことがないよう、関係法令を遵守し、透明性の高い、公正な事業活動を行う。

- 2 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場の行う活動について、国民・消費者に正しく理解してもらえよう、適切な情報開示に努める。

（経理）

第4条 適法に財務諸表を作成し、適正な経理処理、税務申告等を行う。

- 2 補助事業については、法令並びに要綱・要領その他の指導に基づき、厳密かつ適正な経理を行う。

(情報管理)

第5条 業務上知り得た情報については、厳重に管理し、第三者へ漏洩^{ろうえい}したり、業務以外の目的には使用しない。

- 2 個人情報の保護に努める。
- 3 風説の流布等を行わない。

(職場規律)

第6条 健全な職場環境の維持に関わる職制を尊重し、風通しの良い働きやすい職場づくりに努める。

- 2 職場内での差別やパワーハラスメント・セクシャルハラスメントの防止に努める。
- 3 個人のプライバシーは最大限尊重し、不当に侵害しない。

(人事・労務)

第7条 労働基準法の規定を遵守し、労働条件の適正化に努める。

- 2 性別・年令・出身地・国籍・人種・民族・宗教・疾病・障害等を理由とする差別をしない。
- 3 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、健康の維持管理に努める。

(役員の義務)

第8条 本行動規範に反する事態が発生したときは、役員は、速やかに原因究明及び再発防止に努める。

令和6年度に適正管理研修を実施する新規事業者にとっては、実施日以前に作成します。

令和6年4月1日

農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場

工場長 農林 太郎



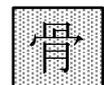
2

※行動規範に代え、食肉事業者が所属する団体の行動規範を遵守する旨の誓約書を提出することができます。

コンプライアンスに関する誓約書

骨畜食肉センター株式会社は、所属する骨畜協同組合の「行動規範(別添)」を遵守し、コンプライアンス体制の確立・徹底を図ることを誓約します。

令和6年4月1日
骨畜食肉センター株式会社
代表取締役 骨畜 太郎



■添付書類（5） 枝肉確認票

※1 管理ファイルと照合して確認します。

※2 卸売市場で上場された枝肉のみ記入されています。

※3 分割票(控)は適正管理促進費が交付されるまで大切に保管してください。

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業(牛せき柱適正管理等推進事業)

みほん

食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	10-3-1
牛せき柱を処分した日	令和6年10月3日
マニフェスト交付番号又は整理番号	12034567893-1

枝肉確認票

交付番号 No.2929014



発行者記入欄	
と畜場所名称	〇〇食肉センター
と畜年月日	令和6年9月29日
個体識別番号	No.9876543210
枝肉番号	832

買受人記入欄	
上場市場名	△△食肉卸売市場
上場年月日	6.10.01
整理番号等	10-31

交付者 一般社団法人 日本畜産副産物協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3
(和光ビル3F)

一般社団法人
日本畜産副産物
協会之印

〈注意事項〉

- この確認票は、食肉処理事業者など牛せき柱の排出者が、「牛せき柱適正管理促進費」を申請する場合に必要となる書類です。
- 枝肉を販売した者は、枝肉の引渡しと同時に販売先に本票をお渡しください。
- 詳しくは、裏面を御覧ください。

半丸枝肉(まえ[かた]、ロース、もも)

半丸枝肉(まえ[かた]、ロース、もも)

No. 2929014 分割票 (申請用)					
No. 2929014 分割票 (控)					

■添付書類（5） 枝肉確認票の分割票整理台帳

※1 分割票（申請用）は「牛せき柱を処分した日」ごとに整理し貼付します。

※2 分割票(控)は適正管理促進費が交付されるまで大切に保管してください。

食肉事業者記入欄	
枝肉管理票の整理番号	10-6-10
牛せき柱を処分した日	令和 6年 10月 6日
マニフェスト交付番号又は整理番号	12345678905-18

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

分割票整理台帳

9 枚

1	2	3	4	5	6
No. 1189811 分割票 (申請用)	No. 1189811 分割票 (申請用)	No. 1189811 分割票 (申請用)	No. 1189855 分割票 (申請用)	No. 1189855 分割票 (申請用)	No. 1189855 分割票 (申請用)
7	8	9	10	11	12
No. 1189900 分割票 (申請用)	No. 1189900 分割票 (申請用)	No. 1189900 分割票 (申請用)	みほん		
13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24

※分割票は順番に貼り付け、総枚数を上段に記載するものとする。

■添付書類(6)ー① マニフェスト票(写)

産業廃棄物管理票(マニフェスト) D票

交付年月日	令和6年10月6日	交付番号	12345678905	整理番号	%	交付担当者	氏名	畠林 五郎
(排出事業者)	氏名又は名称	農林食肉センター株式会社			(排出事業場)	農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場		
	住所	〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1				〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1		
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 燃えがら <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害)			種類(特別管理産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害)		
		<input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input type="checkbox"/> 1300 フラスコ・陶磁器くず <input type="checkbox"/> 7426 廃油(有害)				<input type="checkbox"/> 428 kg		
		<input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害)				産業廃棄物の名称 牛せき粒		
		<input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害)				有害物質等 備考・通信欄		
		<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害)				処分方法 製処理		
		<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害)						
		<input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害)						
		<input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等						
		<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等						
		<input checked="" type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥						
		<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)に氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)							
最終処分の場所	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称			北西運送(株)			名称	
処分受託者	住所			〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1			所在地	
	電話番号			03-0001-0003			電話番号	
運搬の受託	氏名又は名称			農水化製(株)			名称	
	住所			〒192-0003 東京都八王子市〇〇町2-1			所在地	
運搬の受託	電話番号			042-000-1234			電話番号	
	(受託者の氏名又は名称)			内言 一 郎			(受託者の氏名又は名称)	
処分の受託	(運搬担当者の氏名)			骨 太 次 郎			(運搬担当者の氏名)	
	(受託者の氏名又は名称)			骨 太 次 郎			(受託者の氏名又は名称)	
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所)にあっては委託契約書記載の番号)			照 合 確 認	
(直行用)	B2票			令和 年 月 日			数量(及び単位)	
	D票			令和6年10月12日			有価物拾集量	
	E票			令和 年 月 日			最終処分年月日	

発行元:公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

■添付書類(6)ー② 電子マニフェスト受渡確認票
電子マニフェストシステム(JWNET) 受渡確認票

マニフェスト
バーコード

印の項目が記載されていることを確認してください。

マニフェスト番号	12034567289	登録の状態 連絡番号1	renraku01	登録 連絡番号2	2024/10/02	引渡し担当者	山田	連絡番号3			
排出事業者	氏名または名称 農林食肉センター株式会社										
	住所 〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-1-1										
	電話番号	03-1234-XXXX	加入者番号	1000001	電話番号	03-1234-XXXX	数量	121,000 kg	確定数量	121,000 kg	
産業廃棄物	種類	1000000 動・植物性残渣					荷姿	1コンテナ	数量の確定者	排出事業者	
	(大分類名称 動・植物性残渣)										
中間処理 産業廃棄物	廃棄物の名称	牛せき柱									
	(電子/紙)	マニフェスト番号/交付番号)									
最終処分の場所 (予定)	所在地(名称[電話番号])	委託契約書記載のとおり									
	氏名又は名称	北西運送株式会社									
	住所	〒100-0000 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1									
収集運搬業者 区間1	電話番号	03-0001-0003	加入者番号	2000002	許可番号	123456	運搬方法	運搬方法	車面番号(排出)	電話番号	042-000-2345
	備考						運搬量		運搬担当者	運搬終了日	2024/10/02
							有価物拾集量		運搬終了日		
処分業者	氏名又は名称	農水化製株式会社									
	住所	〒192-0003 東京都八王子市〇〇町2-1									
	電話番号	042-000-1234	加入者番号	3000003	許可番号	654321	報告区分	報告区分	処分方法	処分終了日	2024/10/03
	備考								処分担当者		廃棄物受領日
									受入量		
最終処分の場所 (実績)	所在地(名称[電話番号])										
備考1											
備考2											
備考3											
備考4											
備考5											

添付書類(6)ー③ 電子マニフェスト照会結果一覧表

電子マニフェストシステム(JWNET) 照会結果 (一覧表)

印の項目が記載されていることを確認してください。

No.	マニフェスト番号		排出事業者 (加入者番号 名称)	処分業者 (加入者番号 許可番号 名称)
	登録番号1	登録番号2		
大分類名称	登録の状態		排出事業場 (名称)	処分事業場 (名称)
	引渡し日	廃棄物の種類 (分類コード)		
数量	荷姿	確定数量	数量の確定者	受入量
区間	収集運搬業者(加入者番号 許可番号 名称)	運搬先事業場の所在地	運搬先事業場の所在地	最終処分終了日
				有価物拾集量
				運搬方法
				運搬終了日
1	12034567198	remraku01	1000001 農林食肉センター株式会社	3000003 654321 農水化製株式会社
	登録			
	2024/10/01		農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	農水化製株式会社 南北工場 東京都八王子市△△町1-2
	1000000 動・植物性残渣			326.000 kg
	262.000 kg	コンテナ	排出事業者	2024/10/02 (中間)
2	12034567289	remraku02	1000001 農林食肉センター株式会社	3000003 654321 農水化製株式会社
	登録			
	2024/10/02		農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	農水化製株式会社 南北工場 東京都八王子市△△町1-2
	1000000 動・植物性残渣			121.000 kg
	121.000 kg	コンテナ	排出事業者	2024/10/03 (中間)
3	12034567893	remraku03	1000001 農林食肉センター株式会社	3000003 654321 農水化製株式会社
	登録			
	2024/10/3		農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	農水化製株式会社 南北工場 東京都八王子市△△町1-2
	1000000 動・植物性残渣			223.000 kg
	223.000 kg	コンテナ	排出事業者	2024/10/04 (中間)
4	12034567984	remraku04	1000001 農林食肉センター株式会社	3000003 654321 農水化製株式会社
	登録			
	2024/10/04		農林食肉センター株式会社 霞ヶ関工場 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1	農水化製株式会社 南北工場 東京都八王子市△△町1-2
	1000000 動・植物性残渣			262.000 kg
	262.000 kg	コンテナ	排出事業者	2024/10/05

処分終了日が記載
されていない場合

南北工場
△△町1-2

New!

■添付書類（7） 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの記入例

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）

申請時 (します)	事業開始時に✓	報告時 (しました)	申請時 (します)	報告時 (しました)
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討		⑩	生物多様性への悪影響の防止 ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討（再掲）		⑪	※特定事業場である場合（該当しない□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	報告時 (しました)
③	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める		⑫	（7） 環境関係法令の遵守等 みどりの食料システム戦略の理解
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める		⑬	関係法令の遵守
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討		⑭	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	悪臭及び害虫の発生防止		⑮	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない□） 機械等の適切な整備と管理に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	廃棄物の発生抑制 適正な循環的な利用及び適正な処分 ※と畜場でない場合（と畜場である□） 食品ロスの削減に努める		⑯	正しい知識に基づき作業安全に努める
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
⑨	資源の再利用を検討			

注1 (5) については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」・「報告時」のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑩、(7) ⑯の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

促進費交付事務委託団体一覧

一般社団法人 日本畜産副産物協会

令和7年3月1日現在

- ※1 ここに掲載されている団体は、交付申請書の提出先です。交付申請予定者は、貴社の所在する都道府県の委託団体に資料を提出します。
(貴社の所在する都道府県以外の委託団体に提出することは出来ません。)
- ※2 複数の団体が記載されている都道府県において、備考欄に「会員」と記載されている団体は、それぞれの団体の会員となつている食肉事業者の提出先です。
また、「会員」と記載された団体のみが記載されている県がありますが、その団体の会員になっていない食肉事業者は、県庁畜産主務課にお問い合わせください。
- ※3 食肉事業者の所在県に委託団体の記載がない場合は、県の食肉事業者は、県庁畜産主務課にお問い合わせください。

都道府県	受託団体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	備考
北海道	北海道食肉事業協同組合連合会	060-0041	北海道札幌市中央区大通東7丁目18-2EAST7ビル 7F	011-280-0029	011-280-4000	会員(※2)
北海道	ホクレン農業協同組合連合会	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西1丁目3	011-218-1755	011-251-5173	
青森県	青森県食肉事業協同組合	030-0113	青森県青森市第二問屋町3-5-25	017-729-8078	050-1197-8559	
岩手県	全国農業協同組合連合会岩手県本部	028-3311	岩手県紫波郡紫波町犬刈字南谷内120	019-672-4313	019-676-3475	
宮城県	宮城県食肉事業協同組合	985-0841	宮城県多賀城市鶴ヶ谷1丁目4-1宮城県多賀城分庁舎内	022-355-6646	022-355-6657	
秋田県	公益社団法人 秋田県農業公社	010-0951	秋田県秋田市山王4-1-2秋田地方総合庁舎5F	018-893-6213	018-895-7210	
山形県	山形県食肉事業協同組合連合会	990-2447	山形県山形市元木3-1-22	023-622-4355	023-622-4360	
福島県	全国農業協同組合連合会福島県本部	963-8071	福島県郡山市富久山町久保田字古担50	024-956-2983	024-943-5377	
茨城県	茨城県食肉事業協同組合連合会	310-0913	茨城県水戸市見川町1822-2	029-241-3309	029-243-2997	
栃木県	栃木県食肉事業協同組合連合会	321-0111	栃木県宇都宮市川田町210-3	028-656-4092	028-656-6824	
群馬県	公益社団法人 群馬県畜産協会	379-2147	群馬県前橋市亀里町1310 JAビル	027-220-2371	027-220-2372	
埼玉県	埼玉県食肉事業協同組合連合会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂4-4-17	048-862-2687	048-866-8802	
千葉県	千葉県食肉事業協同組合連合会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港4-3千葉県経営者会館505号	043-243-1194	043-247-7650	
東京都	東京食肉市場卸協同組合	108-0075	東京都港区港南2-7-19	03-3471-0181	03-3471-0183	会員(※2)
東京都	東京食肉買参事業協同組合	108-0075	東京都港区港南2-7-19	03-3471-5487	03-3471-5434	
神奈川県	神奈川県食肉事業協同組合連合会	244-0002	神奈川県横浜市戸塚区矢部町969-38	045-865-3391	045-865-3395	
神奈川県	横浜食肉買参事業協同組合	230-0053	神奈川県横浜市鶴見区大黒町3-53	045-521-4040	045-501-0973	
山梨県	山梨県食肉事業協同組合連合会	400-0031	山梨県甲府市丸の内3丁目6-1松風ビル3F	055-226-2155	055-226-2155	
長野県	一般社団法人 長野県畜産会	380-0936	長野県長野市大字中御所字岡田30-9長野県獣医師会館内	026-228-8809	026-223-0264	
新潟県	新潟県食肉事業協同組合連合会	950-0901	新潟県新潟市中央区弁天3丁目3-5新潟マシヨン317	025-241-4994	025-241-4992	会員(※2)
石川県	石川県食肉事業協同組合連合会	920-3101	石川県金沢市才田町戊337番地	076-257-1459	076-257-1462	
福井県	福井県食肉事業協同組合連合会	910-8580	福井県福井市大手3丁目17-1 県農畜産課内	090-4683-7832	0776-20-0651	

都道府県	受託団体	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	備考
岐阜県	岐阜県食肉事業協同組合連合会	500-8266	岐阜県岐阜市境川5-148	058-273-6011	058-274-8248	
愛知県	愛知県食肉事業協同組合連合会	455-0027	愛知県名古屋港区船見町1-39	052-612-6311	052-612-6312	
愛知県	名古屋食肉市場買参事業協同組合	455-0027	愛知県名古屋港区船見町1-39	052-618-2299	052-737-6665	
三重県	三重県食肉生活衛生同業組合	514-0002	三重県津市島崎町314島崎会館	059-226-8406	059-226-8406	
滋賀県	滋賀県食肉事業協同組合	520-0806	滋賀県大津市打出浜13番22号	077-526-0477	077-521-6541	
京都府	京都府食肉買参事業協同組合	601-8361	京都府京都市南区吉祥院石原東之口2京都市中央卸売市場第2市場内	075-672-0381	075-672-0382	
大阪府	一般社団法人大阪府畜産会	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町1-3-27大手前建設会館	06-6941-1351	06-6920-2228	
兵庫県	兵庫県食肉事業協同組合連合会	653-0032	兵庫県神戸市長田区対藻通7-1-20西部市場内M2階	078-671-6613	078-652-0929	
奈良県	奈良県食肉事業協同組合連合会	630-8123	奈良県奈良市三条大宮町1-12	0742-30-5730	0742-30-5737	
和歌山県	和歌山県食肉事業協同組合連合会	640-8045	和歌山県和歌山市卜半町33番地	073-432-4529	073-432-3767	
和歌山県	新宮食肉協同組合	647-0043	和歌山県新宮市緑が丘2-4-8新宮保健所内	0735-21-1120	0735-21-1120	
鳥取県	鳥取県食肉事業協同組合	683-0834	鳥取県米子市内町61-2	0859-21-8905	0859-21-8908	
島根県	島根県農業協同組合	699-2212	島根県大田市朝山町仙山1677-2	0854-85-7101	0854-85-7102	
岡山県	一般社団法人岡山県畜産協会	700-0826	岡山県岡山市北区磨屋町9-18岡山県農業会館5階	086-232-8442	086-234-6031	
広島県	広島県食肉事業協同組合連合会	730-0856	広島県広島市中区河原町1-26環衛ビル701	082-291-0122	082-291-0132	
徳島県	徳島県食肉事業協同組合連合会	770-8054	徳島県徳島市山城西2丁目74番地NOSA 徳島会館3F	088-654-1012	088-679-4900	
香川県	香川県食肉事業協同組合連合会	761-8031	香川県高松市郷東町587番地197	087-832-8880	087-832-9013	
愛媛県	全国農業協同組合連合会愛媛県本部	790-8555	愛媛県松山市南堀端町2-3 JA愛媛ビル5F	089-948-5868	089-948-5949	
高知県	高知県食肉事業協同組合	780-0086	高知県高知市海老ノ丸13-58	088-884-5477	088-802-8629	
福岡県	福岡県食肉買参事業協同組合	812-0055	福岡県福岡市東区東浜2丁目85番14号臨海市場内	092-641-2304	092-641-1770	
佐賀県	佐賀県食肉事業協同組合	846-0024	佐賀県多久市南多久町大字下多久4127	0952-76-4353	0952-76-4354	会員(※2)
長崎県	長崎県食肉事業協同組合連合会	850-0053	長崎県長崎市玉園町2-28	095-826-0003	095-822-4898	
熊本県	熊本県食肉事業協同組合連合会	860-0812	熊本県熊本市中央区白山1-4-9 末永ビル2F	096-372-4994	096-371-2752	
大分県	大分県食肉事業協同組合連合会	870-1121	大分県大分市鷹野929-3	097-529-6544	097-529-6599	会員(※2)
大分県	公益社団法人大分県畜産協会	870-0844	大分県大分市大字古国府1220番地 JA全農大分県本部内	097-545-6595	097-554-4049	
宮崎県	宮崎県食肉事業協同組合	880-0834	宮崎県宮崎市新別府町雀田1185番地中央卸売市場内	0985-24-8022	0985-28-8429	
鹿児島県	鹿児島県食肉事業協同組合連合会	891-0144	鹿児島県鹿児島市下福元町 7852番地	099-262-2533	099-262-2556	
沖縄県	沖縄県畜産副産物事業協同組合	901-1203	沖縄県南城市大里大城1927番地	098-945-6516	098-946-4539	

Ⅱ 畜産残さ有効利用促進費(豚分別) 牛枝肉1頭当たり300円

■ 交付申請できる食肉事業者

畜産残さ有効利用促進費(豚分別促進費)(以下、「豚分別促進費」といいます。)の交付の対象となる食肉事業者は、

- ① 適正管理促進費の交付対象者であって
- ② 牛肉と豚肉の両方を恒常的に扱い、
- ③ (飼料用原料の場合)独立行政法人農林水産消費安全技術センターから化製業者等の原料収集先としての適合状況の確認を受け、
- ④ (飼料用原料の場合)化製業者等の製造認可申請書の「原料収集先の一覧表」に記載され、
- ⑤ 豚分別供給契約を締結した上で、
- ⑥ 豚残さ(飼肥料用豚肉骨粉の原料)中に牛たん白質が含まれていないことを確認する牛たん白確認検査を実施した者です。

初めに、お手元の契約が上記⑤の豚分別供給契約に該当するかどうか、令和7年3月31日時点で有効であるかどうかについて、27ページの「食肉事業者による豚分別供給契約の有効性の確認方法」に従って確認します。

■ 豚分別供給契約について

豚分別促進費の交付を受けようとする食肉事業者が、飼肥料用豚肉骨粉等の製造認可を受けた化製業者等(認可予定者(申請者、又は申請予定者)を含む。)との間で締結した、豚以外を含まない原料供給契約をいいます。

ただし、次の契約は、豚分別供給契約に該当しないため申請できません。

- 肥料用・ペットフード用豚肉骨粉の製造認可を受けた化製業者等との間で締結したペットフード用の原料供給契約
- 肥料用蒸製骨粉又は飼料用動物性油脂の製造認可を受けた化製業者等との間で締結した蒸製骨粉又は動物性油脂の原料供給契約

■ 原料収集先の一覧表に記載されているか

飼肥料用豚肉骨粉等の製造認可を受けた化製業者等の「原料収集先一覧表」に掲載されていない食肉事業者は申請できません。化製業者等に令和7年3月31日時点で「原料収集先一覧表」に掲載されているかを確認してください。

■ 交付対象となる枝肉確認票について

豚分別促進費は、豚分別供給契約の締結日、または履行日のいずれか遅い日以降に牛せき柱を処理した枝肉に係る枝肉確認票（分割票）を対象に交付します。したがって、締結日（履行日）の前日までに処理した枝肉に係る枝肉確認票に対する豚分別促進費は交付されません。

■ 豚分別促進費の交付申請書の提出先について

豚分別促進費は、適正管理促進費の交付対象となった枝肉確認票（分割票）の枚数（実績）に応じて交付されます。豚分別促進費の交付を受けようとする食肉事業者は、受付期間内に直接、副産物協会に交付申請書を提出します。

受付期間： 令和7年4月1日(火)～4月10日(木) 必着
提出先： 一般社団法人 日本畜産副産物協会
〒101-0032
東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル3階
電話 03-5846-9729

※封筒宛名面に「豚分別促進費申請書在中」と表記してください。

■ 豚分別促進費の交付申請書様式について

豚分別促進費の交付申請書の様式は、43ページの「畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付申請書」をご利用ください。

■ 交付申請書の記入方法（28ページ記入例参照）

1 豚分別供給契約を締結した日（履行日）

豚分別供給契約書に記載された年月日を記入します。複数の契約書がある場合には、有効な契約の中で最初に締結した契約書の日付とします。

「化製業者名」は契約の相手先が収集業者の場合は、収集業者から、その収集業者と契約を締結している化製業者名を聴取し、併記します。

2 分割票の枚数

適正管理促進費の交付対象となった枝肉確認票及び分割票のうち、牛せき柱を処分した日が、1の締結日または履行日のいずれか遅い日以降のもののみが有効となりますので、その枚数を記入してください。

3 年間豚枝肉処理頭数

令和3～5年度の平均枝肉処理頭数を記入します。ただし、令和6年度から新たに牛豚分別を行った事業者は、0頭と記入します。

これは、牛肉と豚肉の両方を恒常的に扱っていることを確認するものです。

4 豚分別促進費の額

2の「分割票の枚数」に50円を乗じて得られた値を記入します。

5 振込先の金融機関名等

豚分別促進費交付に当たって振込先の申請者金融機関名等を正確に記入します。金融機関名、支店名、口座名義にはフリガナを付けてください。

6 添付書類および担当者

提出する添付書類の部数または枚数を記入します。

また、担当者名、連絡先電話番号、ファックス番号を明記してください。副産物協会からの内容確認や豚分別促進費交付通知の配信に使用いたします。

■ 交付申請書に添付する書類

(1) 豚分別供給契約書（写）

複数の契約書がある場合には、有効な契約の中で最初に締結した契約書の日付のものを添付します。（29～33ページ参照）

(2) 豚の原料供給管理票（写）

牛たん白質確認検査のサンプリング実施日のものを添付します。（34ページ参照）

ただし、令和6年度から新たに牛豚分別を行った事業者は、直近1ヶ月間分の豚の原料供給管理票を添付してください。

(3) 牛たん白質確認検査の結果（写）

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に、民間検査機関等に依頼した牛たん白質確認検査の結果通知の写しを添付します。（35ページ参照）

通期で申請する場合は、上期と下期の牛たん白質確認検査の結果通知2通の写しを添付する必要があります。

(4) 牛せき柱適正管理促進費交付申請書（写）

適正管理促進費の申請で提出した、「適正管理促進費交付申請書」のコピーを添付します。

(5) 牛せき柱管理ファイル

適正管理促進費の申請で添付したのと同じ資料「牛せき柱情報管理ファイル」です。

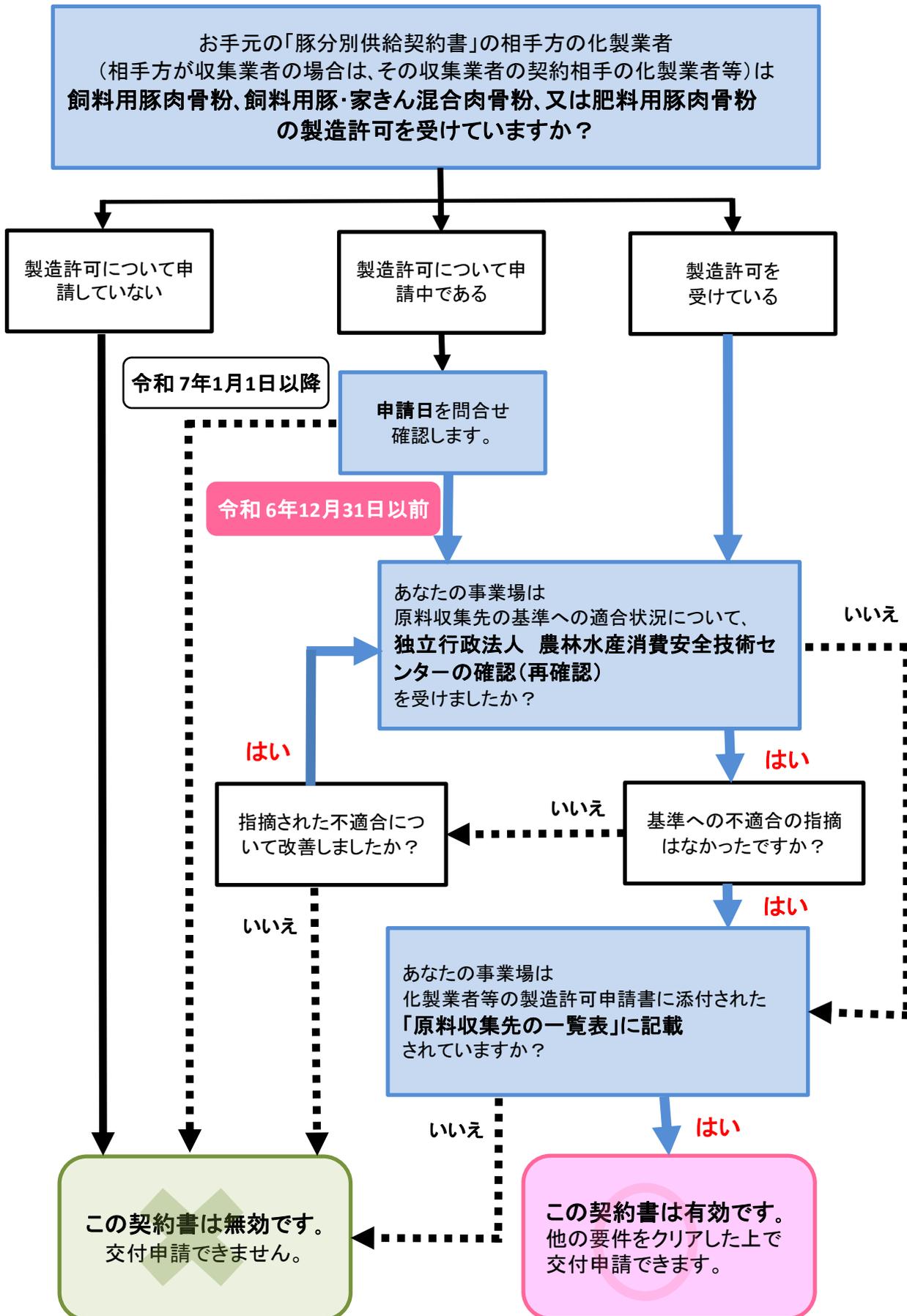
■ 豚分別促進費の交付について

受付期間内に副産物協会に提出された豚分別促進費申請書は、協会で検証し、適正と確認された申請者に促進費を交付いたします。

交付金額、交付日については、協会より豚分別促進費申請者にファックスにて通知いたします。

なお、交付金額は適正管理促進費と合算した金額となりますので、内訳は申請者がそれぞれ申請書のコピーを取り、保管のうえ交付日に確認してください。

下期申請:化製業者に3月31日時点で確認を行います。



■畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付申請書の記入例

令和7年4月1日

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
会長 徳田昌彦 殿

事業所の所在地
事業所名
代表者名 を記載

住所 神奈川県愛甲郡□□町△△123-29
骨畜食肉センター株式会社
氏名 代表取締役 骨畜太郎

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（豚分別）232,650円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の4の（2）のウの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

変更になっています。

記

契約先が収集業者の場合は、
①収集業者名と契約を締結した
②化製業者名を併記してください。

- 1 豚分別供給契約を締結した日（履行日）
平成22年3月25日（平成22年4月1日） 化製業者名：農水化製（株）
- 2 適正管理促進費申請書に記載した分割票の枚数のうち、1の契約を締結した日以降にせき柱を処理した牛枝肉に係わる分割票の枚数
4,653枚
- 3 年間豚枝肉処理頭数（直近3年間の平均実績頭数）
1,000頭
- 4 豚分別促進費の額
豚枝肉の処理実績を確認するために記入します。
- 5 振込先
分割票 4,653枚 × 50円/枚 232,650円
フリガナ ニクヤマ フリガナ カミヤチヨウ
金融機関名：肉山銀行 支店名：神谷町支店
口座種類：普通・当座・（ ） 口座番号：0142929
フリガナ ホネチクジョクニクセンター（カ）
口座名義：骨畜食肉センター株式会社
- 6 添付書類
 - (1) 豚分別供給契約書の写し 1部
 - (2) 原料供給管理票の写し 1部
 - (3) 牛たん白質確認検査結果の写し 1部 担当者：骨畜 三郎
 - (4) 適正管理促進費交付申請書の写し 1部 TEL 012-345-XXXX
 - (5) 牛せき柱管理ファイルの写し 5枚 FAX 012-345-XXXX

担当者の氏名と連絡先TEL、FAX番号は必ず明記してください。

■豚分別促進費 添付書類(1) 豚分別契約書の写し

1 と畜場と化製業者等との契約の場合

契約書



骨畜食肉センター株式会社（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料・肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙（乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

(1) 事業所におけると畜処理に関する事項

- ① 豚に由来する肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の原料^{注)}となる豚原料は、豚以外の畜産物等の動物質原料と分別されていること。
- ② 豚のと畜から枝肉になるまでの豚原料が排出される処理工程（以下「豚処理工程」という。）は、豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ なお、すべての豚処理工程を豚以外の家畜を処理する工程と壁で仕切る等が困難な場合にあつては、一部の豚処理工程について、壁で仕切る等の混入防止対策を施し、混入防止区域に設定すること。
- ④ また、豚処理工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ⑤ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑥ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚原料に混入防止区域以外から排出される副産物が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑦ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑧ なお、一部の豚処理工程を混入防止区域とした場合にあつては、豚作業員が混入防止区域に立ち入る際に、作業着や靴等を洗淨すること。
- ⑨ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

注) 飼料用豚肉骨粉、飼料用豚・家きん混合肉骨粉、又は肥料用豚肉骨粉の内、該当する物を記載する。

(2) 豚原料の出荷に関する事項

- ① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性たん白質等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を、豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚原料を運搬するときを含む。）には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成22年4月1日より平成23年3月31日までとする。ただし、本契約満了の3ヵ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

平成22年3月25日

(甲) 住 所 神奈川県愛甲郡□□町△△123-29

業者名 骨畜食肉センター株式会社

氏 名 代表取締役 骨 畜 太 郎



(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1

業者名 農水化製株式会社

氏 名 代表取締役 油 脂 利 活



2 カット場等と化製業者等との契約の場合

契約書



畜肉ミートセンター株式会社（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚に由来する副産物（以下「豚原料」という。）の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

- 1 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚原料を飼料・肥料の原料として引き受けること。
- 2 甲は、豚原料を乙（乙の委託により豚原料の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業所におけると畜処理に関する事項

- ① と畜場等から受け入れる豚の枝肉又は枝肉以外の可食部（頭部、足部、骨及び内臓をいう。以下「枝肉等」という。）は、豚以外のものが付着しないよう保管等管理されたものであり、豚の枝肉等のみを輸送容器に入れて輸送されたものであること。豚の枝肉等の輸送容器は、豚の枝肉等の専用容器か、豚の枝肉を輸送する前に洗浄を行い、輸送容器内に付着した豚以外の血液等を十分に落とすこと。
また、カット場等から受け入れるカットされた豚肉等（骨を含む。以下「豚カット肉等」という。）は、豚カット肉等の工程が全ての段階において壁等で仕切られた施設から製造されたものであり、豚カット肉等のみを専用容器に入れて輸送されたものであること。
- ② 豚の枝肉等及び豚カット肉等の保管から豚原料が生じるカット等の工程までは、豚以外の枝肉等及び豚カット肉等を扱う工程と壁で仕切る等、混入防止対策を施した区域（以下「混入防止区域」という。）を設定すること。
- ③ カット等の工程の作業は、豚専用の器具を用いること。
- ④ 豚原料を入れる容器は、専用の保管容器に保存するとともに、豚原料以外が混入しないよう分別され、保管されていること。
- ⑤ 混入防止区域の作業は、豚専用の作業着や靴等を着用した作業員が行うこと。豚以外の家畜等を処理する作業員は、混入防止区域に立ち入らないこと。
- ⑥ 事業所ごとに豚原料に豚原料以外が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(2) 豚原料の出荷に関する事項

- ① 豚原料を出荷するごとに豚以外の動物性たん白質等が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る豚原料の数量等を記載した「原料供給管理票」を、豚原料を運搬する者に持たせること。出荷に際して豚原料を入れる容器は、豚原料が入っている旨が明示された専用容器を用いること。
- ② 豚原料と豚原料以外の動物性たん白質等とが混載されて運搬される場合（甲自らが豚原料を運搬するときを含む。）には、豚原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないような専用の蓋をした容器を用いること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を決め、実施状況の確認及び記録を行うこと。

- 3 甲は、乙による2の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- 4 本契約は、平成22年4月1日より平成23年3月31日までとする。ただし、本契約満了の3ヵ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 5 本契約に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。

平成22年3月25日

(甲) 住 所 神奈川県愛甲郡□□町△△123-29

業者名 畜肉ミートセンター株式会社

氏 名 代表取締役 骨 畜 太 郎



(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1

業者名 農水化製株式会社

氏 名 代表取締役 油 脂 利 活



3 豚分別契約を既に締結しているが契約書に自動更新条項の記載がない場合の追加条項例

豚原料の引渡し・引受けに関する契約書にかかる確認書



畜産ミートセンター株式会社（以下「甲」という。）と農水化製株式会社（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する豚原料の引渡し・引受けに関し、平成22年3月25日に締結した契約（以下「本契約」という。）について、契約期間は以下の通りとする。

- 1 本契約の期間は、平成22年4月1日から1年間とする。
- 2 ただし、本契約満了の3カ月前までに、甲乙は乙から別段の意思表示がないときは、本契約を更に1年間延長するものとし、以後はこの例によること。
- 3 なお、契約内容は、平成22年3月25日付けの原料用残さの引渡し・引受けに関する契約書によること。

平成30年4月1日

(甲) 住 所 神奈川県愛甲郡□□町△△123-29

業者名 畜産ミートセンター株式会社

氏 名 代表取締役 骨 畜 太 郎



(乙) 住 所 東京都八王子市〇〇町2-1

業者名 農水化製株式会社

氏 名 代表取締役 油 脂 利 活



■豚分別促進費 添付書類（2）原料供給管理票の写し



原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	骨畜食肉センター株式会社 神奈川県愛甲郡□□町△△123-29 管理者責任者 業務課長 骨畜 三郎
製造事業場の名称 及び住所	農水化製株式会社 南北工場 東京都八王子市〇〇町1-2
供給する原料の種類	豚
出荷年月日	令和7年1月17日
出荷数量	100.000kg

食肉事業者について記載します。

化製業者について記載します。

牛たん白質検査のサンプルを採取した日の豚原料の管理票とします。

（「大臣確認通知」、「肥料等通知」に規定）

■豚分別促進費 添付書類 (3) 牛たん白質確認検査結果 (写し)



骨畜食肉センター株式会社
骨 畜 太 郎 殿

牛たん白質確認検査結果

貴殿より送付されたサンプルの検査結果については、以下のとおりです。

サンプル No	受付日	検査日	サンプル	牛たん白質	検査方法
001	R7.1.20	R7.1.21	豚残さ	陰 性	エライザ法

令和7年2月8日

株式会社 ○○検査サービス



取引先の化製業者や系列会社ではなく、
第3者の検査機関に検査依頼します。

Ⅲ 畜産残さ有効利用促進費(牛専門) 牛枝肉1頭当たり150円

■ 交付申請できる食肉事業者

畜産残さ有効利用促進費(牛専門)(以下、「牛専門促進費」といいます。)の交付対象となる食肉事業者は、

- ① 適正管理促進費の交付対象者であって、
- ② 牛のみを処理*する者(事業場)であり、
- ③ 要領で定める一定期間内において牛以外の畜種を処理しない旨の誓約書を提出した者です。

※処理とは、脱骨、整形、加工等包丁を使用する行為をいいます。また、牛を処理する事業場の同一敷地内で、建物、処理ライン等を分離して牛以外の畜種を処理する場合も、牛専門となりません。

■ 畜産残さ有効利用促進のための(牛専門)誓約書について

事業期間内に作成された牛以外の畜種を処理しない旨の誓約書の正本を、牛専門促進費申請書に添付します。上期に提出している場合は不要です。畜産残さ有効利用促進のための(牛専門)誓約書の記載内容は39ページの例を参考にしてください。

1 誓約日

誓約日が、令和6年5月1日以降であることを確認してください。

誓約日以降に処理された枝肉及び分割枝肉が、この促進費の交付対象となります。

2 誓約に関わる事業実施期間について

牛専門促進費を申請する事業者は、誓約書作成日から事業実施期間内は確実に牛のみを扱うこととし、かつ、少なくとも誓約日から1年間は牛のみを扱うこととなります。

従って、令和6年5月1日に誓約した場合は令和7年4月30日まで、5月1日より後に誓約した場合は誓約日から1年間まで、申請事業者の事業場で牛以外の畜種を取り扱うことができません。

誓約期間内に牛以外の畜種を取り扱った場合は、
交付された牛専門促進費を全額返還して頂きます。

■ 牛専門促進費の交付申請書の提出について

牛専門促進費は、誓約日以降に適正管理促進費の交付対象となった枝肉確認票（分割票）の枚数（実績）に応じて交付されます。

牛専門促進費の交付を受けようとする食肉事業者は、副産物協会から交付事務の委託を受けた促進費交付団体（22～23 ページ参照）に適正管理促進費の交付申請と併せて申請します。

■ 牛専門促進費の交付申請書様式について

牛専門促進費の交付申請書の様式は、45 ページの「畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）畜産残さ有効利用促進費（牛専門）交付申請書」をご利用ください。

■ 交付申請書の記入方法（38 ページ記入例参照）

1 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）の誓約をした日

誓約書に記載された年月日を記入します。

2 分割票の枚数

適正管理促進費の交付対象となった分割票のうち、牛せき柱を処分した日が誓約日以降の分割票のみが有効となりますので、その枚数を記入してください。

3 牛専門促進費の額

2の「分割票の枚数」に25円を乗じて得られた値を記入します。

4 振込先金融機関名等

牛専門促進費交付に当たって振込先の申請者金融機関名等を正確に記入してください。金融機関名、支店名、口座名義にはフリガナを付けてください。

■ 交付申請書に添付する書類

（1）適正管理促進費交付申請書（写）

適正管理促進費交付申請書のコピーを添付してください。

（2）畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書（正本）

誓約書は正本を添付します。上期に提出した場合、下期の提出は不要です。

■ 牛専門促進費の交付について

牛専門促進費の申請書は、提出先の交付事務委託団体で検証・確認し、副産物協会へ報告されます。当協会は、その報告に基づき適正を確認したうえで、申請者に牛専門促進費を交付いたします。

牛専門促進費は適正管理促進費と合算して振込みますので、内訳は申請者がそれぞれ申請書のコピーを取り、保管のうえ交付日に確認してください。

■畜産残さ有効利用促進費（牛専門）交付申請書の記入例

令和7年4月1日

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

畜産残さ有効利用促進費（牛専門）交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
 会長 徳田昌彦 殿

事業所の所在地
 事業所名
 代表者名 を記載

住所 東京都千代田区霞が関1-2-1
 農林食肉センター株式会社霞ヶ関工場
 氏名 農林太郎

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（牛専門）96,550円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の4の（3）のウの規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

変更になっています。

記

申請金額を記入します。

- 1 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）の誓約をした日
 令和6年5月1日
- 2 適正管理促進費申請書に記載した分割票の枚数のうち、1の誓約した日以降にせき柱を処理した牛枝肉に係わる分割票の枚数
 3,862枚
- 3 牛専門促進費の額
 分割票 3,862枚 × 25円/枚 96,550円

- 4 振込先

フリガナ 金融機関名	ニクマル 肉丸銀行	フリガナ 支店名	カスミガセキ 霞ヶ関支店
口座種類： 普通 ・当座・（ ）		口座番号： 0142929	
フリガナ 口座名義		ノウリンシヨクニクセンター（カ） 農林食肉センター株式会社	

適正管理促進費と同じ口座を記入します。

誓約書は上期に提出していれば下期は不要です。

- 5 添付書類
 - (1) 適正管理促進費交付申請書の写し 1部
 - (2) 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書 提出済み 0部

■牛専門促進費 添付書類（2）牛専門誓約書の正本

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）

畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書

申請者の事業所名を記載します。

農林食肉センター株式会社は、要綱及び要領に基づき、誓約日から少なくとも1年間、牛以外の畜種を処理しないことを誓約いたします。

なお、この誓約書に反して牛以外の畜種を処理した場合は、交付された畜産残さ有効利用促進費（牛専門）を全額返還いたします。

一般社団法人 日本畜産副産物協会会長 殿

この日から1年間は牛以外の畜種を加工することはできません。

令和6年5月1日

事業所名
代表者名
事業所所在地を記載し、
代表者印を押印します。

農林食肉センター株式会社

代表取締役 農 林 太 郎



東京都千代田区霞が関1-2-1

■ 提出書類を今一度チェック

I 牛せき柱適正管理促進費

- 適正管理促進費交付申請書(正本)…………… P5~6(様式 P41~42)
- 牛せき柱分別契約書(写)…………… P7~10
- 牛せき柱管理ファイル…………… P11
- 牛せき柱適正管理チェックリスト(正本)…………… P12
- 行動規範…………… P14~15 (上期に提出した場合、下期の提出は不要です。)
- 枝肉確認票、分割票台帳…………… P16~17
- 適正管理研修実施報告書(5年度交付対象者は不要)
(牛せき柱を産業廃棄物として処理した場合)
- マニフェストD票(写) P18、または 牛せき柱焼却報告書(正本)および焼却設備設置状況報告書(正本)
または 電子マニフェスト受渡確認票 P19、照会結果一覧表 P20、磁気媒体のいずれか
(牛せき柱を一般廃棄物として処理した場合) 手数料の領収書(写)、または 焼却証明書(正本)
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート…………… P21
(上期に提出した場合、下期の提出は不要です。)

II 豚分別促進費

- 豚分別促進費交付申請書(正本)…P28(様式 P43) 牛たん白質確認検査結果(写)……………P35
- 豚分別供給契約書(写)……………P29~33 適正管理促進費交付申請書(写) …P5~6
- 原料供給管理票(写) ……………P34 牛せき柱管理ファイル(写)……………P11

III 牛専門促進費

- 牛専門促進費交付申請書(正本)…P38(様式 P45)
- 適正管理促進費交付申請書(写)…P5~6
- 牛専門誓約書(正本) ……………P39 (上期に提出した場合、下期の提出は不要です。)

■ 促進費交付申請書の提出先

- I 牛せき柱適正管理促進費
 - III 畜産残さ有効利用促進費(牛専門)
 - II 畜産残さ有効利用促進費(豚分別) ……
- 交付事務委託団体へ提出してください
(22、23 ページのリスト参照)
… (一社)日本畜産副産物協会へ
一般社団法人 日本畜産副産物協会
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル3階
※宛名面に「豚分別促進費申請書在中」と表記してください。

■ 牛せき柱適正管理等推進事業に関する問合せ先

- 一般社団法人 日本畜産副産物協会
TEL: 03-5846-9729
FAX: 03-5846-9710
URL: <https://www.jlba.or.jp/sekichu/>
- 独立行政法人 農畜産業振興機構 畜産振興部 畜産流通課
TEL: 03-3583-4874
URL: <https://www.alic.go.jp/>
- 農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課 畜産副産物班
TEL: 03-3502-5991
URL: <https://www.maff.go.jp/>
- 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターJWNET
電子マニフェストシステムサポートセンター
TEL: 0800-800-9023 (フリーアクセス)、03-5275-7023
FAX: 03-5275-7112
URL: <https://www.jwnet.or.jp/>

令和 年 月 日

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）
牛せき柱適正管理促進費交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
会 長 徳 田 昌 彦 殿

住 所

氏 名

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下記のとおり実施したので、牛せき柱適正管理促進費 円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の4の（1）のエの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 牛せき柱分別契約を締結した日（履行日）
年 月 日（ 年 月 日）
- 2 令和5年度牛せき柱適正管理促進費交付対象者かどうか
対象者 対象者でない
- 3 分割票の枚数 枚
- 4 牛せき柱適正管理促進費の額
分割票 枚×25円/枚 円
- 5 牛せき柱の重量 kg
(分割票1枚当たりの牛せき柱の重量 kg)
- 6 振込先 フリガナ 金融機関名： フリガナ 支店名：
口座種類：普通・当座・() 口座番号：
フリガナ 口座名義：

- 7 添付書類
- (1) 牛せき柱分別契約書の写し 部
- (2) 牛せき柱管理ファイル (月 日～ 月 日分) 枚
- (3) 牛せき柱適正管理チェックリスト 枚
- (4) 行動規範等 部
- (5) 枝肉確認票 枚
- 分割票整理台帳 (分割票 枚分) 枚
- (6) 牛せき柱を適正処理したことを証する書類
-
- (適正処理を証する書面) 枚
- (7) 適正管理研修実施報告書 部
- (5年度牛せき柱適正管理促進費交付対象者を除く)
- (8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート 部

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）
畜産残さ有効利用促進費（豚分別）交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
会 長 徳 田 昌 彦 殿

住 所

氏 名

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（豚分別） 円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）実施要領第3の4の（2）のウの規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 豚分別供給契約を締結した日（履行日）

年 月 日（ 年 月 日） 化製業者名：

2 適正管理促進費申請書に記載した分割票の枚数のうち、1の契約を締結した日以降にせき柱を処理した牛枝肉に係わる分割票の枚数

枚

3 年間豚枝肉処理頭数（直近3年間の平均実績頭数）

頭

4 豚分別促進費の額

分割票 枚×50円/枚 円

5 振込先
フリガナ 金融機関名： フリガナ 支店名：
口座種類：普通・当座・（ ） 口座番号：
フリガナ 口座名義：

6 添付書類

- | | | |
|---------------------|---|------------|
| (1) 豚分別供給契約書の写し | 部 | |
| (2) 原料供給管理票の写し | 部 | |
| (3) 牛たん白質確認検査結果の写し | 部 | 担当者： _____ |
| (4) 適正管理促進費交付申請書の写し | 部 | TEL _____ |
| (5) 牛せき柱管理ファイルの写し | 枚 | FAX _____ |

令和6年度畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）
畜産残さ有効利用促進費（牛専門）交付申請書

一般社団法人 日本畜産副産物協会
会 長 徳 田 昌 彦 殿

住 所

氏 名

畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進事業）について、
下記のとおり実施したので、畜産残さ有効利用促進費（牛専門）
円を交付されたく、畜産副産物適正処分等推進事業（牛せき柱適正管理等推進
事業）実施要領第3の4の（3）のウの規定に基づき、関係書類を添えて申請
します。

記

1 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）の誓約をした日

令和 年 月 日

2 適正管理促進費申請書に記載した分割票の枚数のうち、1の誓約した日以降に
せき柱を処理した牛枝肉に係わる分割票の枚数

枚

3 牛専門促進費の額

分割票

枚×25円/枚

円

4 振込先

フリガナ
金融機関名：

フリガナ
支店名：

口座種類：普通・当座・（ ） 口座番号：

フリガナ
口座名義：

5 添付書類

(1) 適正管理促進費交付申請書の写し

部

(2) 畜産残さ有効利用促進のための（牛専門）誓約書の正本

部